

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

## 伊勢市公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第21条」を「第20条」に、「第22条・第23条」を「第21条・第22条」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第4条第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

### 第2章 審査請求

第5条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「写各1通」を「写し」に改め、同条第4項中「不服申立書の」を「審査請求書に」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第6条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項に規定する調査の結果、不服申立書に不備の点があると認められるときは」を「審査請求書が前条第2項又は第3項の規定に違反する場合には」に、「不服申立

人」を「審査請求人」に、「その補正を命ずることができる」を「その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない」に改め、同条第3項中「不服申立人が前項の規定による補正命令に従わなかった場合には」を「前項本文の場合において、審査請求人が同項本文の期間内に不備を補正しないときは」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項本文中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「答弁書」の次に「正副各1通」を加え、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「その写し」を「その副本」に改め、「反論書」の次に「正副各1通」を加え、同条第3項中「その写し」を「その副本」に改める。

第10条第1項中「場所を」の次に「指定し、」を加え、同条第5項中「その指揮に従わない者の発言を禁止し」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に改める。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 主文

第15条第2項第3号中「判定」を「裁決」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 事案の概要

(3) 当事者の主張の要旨

第15条第3項中「判定書の写」を「裁決書の正本」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第16条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条第1項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項中「判定のあった日の翌月」を「裁決があったことを知った日の翌日」に改め、同条第4項第1号中「生年月日」の次に「(処分者が再審を請求する場合にあっては、職及び氏名)」を加え、同項第3号中「事由」を「理由」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「判定」を「裁決」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 裁決書に記載された審査請求人の氏名並びに処分者の職及び氏名

(3) 処分内容及び時期

第17条第4項に次の1号を加える。

(6) 再審の請求の年月日

第18条を削る。

第19条中「第17条第1項各号」を「前条第1項各号」に改め、同条を第18条とする。

第20条を削る。

第21条第1項中「判定」を「裁決」に、「これら」を「これ」に改め、同条第2項を削り、同条を第19条とし、第5章中同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第20条 第3条、第4条、第6条、第3章(第10条及び第11条を除く。)、第15条第1項、第2項及び第3項前段並びに第16条の規定は、再審について準用する。

第6章中第22条を第21条とする。

第23条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条第1項に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

公平審理の手續等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

## 伊勢市公平委員会規則第2号

公平審理の手續等に関する細則の一部を改正する規則

公平審理の手續等に関する細則（平成18年伊勢市公平委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て手續等」を「審査請求の手續等」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「細則」を「規則」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において「公平審理」とは、勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）又は不利益処分についての審査請求（以下単に「審査請求」という。）に関する公平委員会の審理をいう。

第3条第1項及び第4条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求の手續等

第6条第1項中「選任又は」を「選任し、又は」に改め、同条第2項中「の添付を必要とする」を「を添付しなければならない」に改める。

第7条の見出しを「(審査請求書)」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改める。

第8条中「第6条第4項」を「第6条第5項」に、「不服申立受理（却下）通知書」を「審査請求受理（却下）通知書」に改める。

第9条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「選任又は」を

「選任し、又は」に改める。

第10条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「(様式第10号の1)」を「様式第10号の1」に改め、同条第3項第3号中「証拠(又は証人)申出書(様式第11号又は様式第12号)」を「証拠申出書(様式第11号)又は証人申出書(様式第12号)」に改め、同項第6号中「口述書は(様式第16号)」を「、口述書は様式第16号」に改める。

第11条第2項中「反論書(様式第18号の3)」を「反論書は、様式第18号の3」に改める。

第12条の見出しを「(審査請求取下申出書)」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に改める。

第13条中「不服申立て中の事案に関し」を「審査請求が公平委員会に係属している場合において」に改める。

第14条第2項中「第18条第2項」を「第20条において準用する規則第2号第6条第5項」に改める。

第15条中「(様式第22号)」を「様式第22号」に改める。

第17条中「この細則」を「前2条」に改める。

附則中「細則」を「規則」に改める。

「 所属部課	「 所属部課
様式第1号中 申請者	職 を 申請者 職
氏 名	Ⓜ 氏名

に、「あて先」を「宛先」に、「次」を「下記」に、「一通」を  
Ⓜ」

「1通」に改める。

様式第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「あて先」を「宛先」

に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「次」を「下記」に改める。

様式第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「次」を「下記」に、「不服申立てします」を「審査請求をします」に改め、「10 不服申立ての年月日  
年 月 日」を削り、「写1通」を「写し」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改める。

様式第5号中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「次」を「下記」に改める。

様式第6号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立受理（却下）通知書」を「審査請求受理（却下）通知書」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則第6条第4項」を「不利益処分についての審査請求に関する規則第6条第5項」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

様式第7号の1備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次」を「下記」に、「各不服申立事案」を「各審査請求事案」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考中「各不服申立人毎」を「各審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

様式第7号の2中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次」を「下記」に改める。

様式第7号の3中「不服申立人」を「審査請求人」に、「次」を「下記」に改める。

様式第8号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を

「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則第7条第2項」を「不利益処分についての審査請求に関する規則第7条第1項」に、「次」を「下記」に改める。

様式第9号の1中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則第9条第1項」を「不利益処分についての審査請求に関する規則第9条第1項（第9条第2項）」に、「次」を「下記」に改める。

様式第9号の2及び様式第9号の3中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「次」を「下記」に改める。

様式第10号の1及び様式第10号の2中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次」を「下記」に改める。

様式第10号の3を次のように改める。

様式第10号の3（第10条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市公平委員会委員長

審査請求人（処分者、代理人、代表者）

氏名 ⑩

立証申立書

年 月 日付け 第 号による立証要求に関し、下記のとおり申立てします。

記

備考 具体的にかつ詳細に記載するとともに、証拠資料を添付すること。

様式第10号の4中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「次」を「下記」に改める。

様式第13号中「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「次」を「下記」に改める。

様式第14号中「かくさず」を「隠さず」に、「つけ加えない事」を「付け加えないこと」に改める。

様式第15号中「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「次」を「下記」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に、「次」を「下記」に改める。

様式第17号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「次」を「下記」に、「写」を「写し」に改める。

様式第18号の1中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「次」を「下記」に改める。

様式第18号の2中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「次」を「下記」に改める。

様式第18号の3中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「次」を「下記」に改める。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「次」を「下記」に改める。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に、「受理せられた」を「受理された」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「行なった」を「行った」に、「次」を「下記」に改める。

様式第21号の1を次のように改める。

様式第21号の1（第14条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市公平委員会委員長

再審請求者（審査請求人）氏名 ㊟

住所

生年月日

（処分者）職及び氏名 ㊟

再審請求書

年 月 日付けをもって送達があった不利益処分についての審査請求事案の裁決について、下記のとおり再審を請求します。

記

- 1 審査請求人の氏名
- 2 処分者の職及び氏名
- 3 処分
  - (1) 内容
  - (2) 時期
- 4 裁決
  - (1) 内容
  - (2) 時期
- 5 再審を請求する理由

備考

- 1 正副2通を提出すること。
- 2 再審を請求する理由については、不利益処分についての審査請求に関する規則第17条第1項各号のいずれに該当するかを明示するとともに、その根拠を具体的かつ詳細に記載すること。

様式第21号の2中「不服申立人」を「審査請求人」に、「判定」を「裁決」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則第18条第2項」を「不利益処分についての審査請求に関する規則第20条において準用する同規則第6条第5項」に改める。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市公平委員会委員長

（要求者） 所属部課

職

氏名

⑩

### 措置要求書

地方公務員法第46条の規定により、下記のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

### 記

- 1 要求すべき措置
- 2 要求の理由
- 3 交渉経過の概要

### 備考

- 1 正副2通提出すること。
- 2 要求すべき措置を裏付ける適切な資料がある場合は、それを添付すること。
- 3 要求する理由については、具体的かつ詳細に記載すること。
- 4 記載事項が長文にわたる場合には「別紙のとおり」と該当欄に記入し、別紙に記載して添付すること。
- 5 職員から直接公平委員会に提出すること。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に、「次」を「下記」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

### 伊勢市公平委員会規則第3号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を同条第6項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項本文の場合において、要求者が同項本文に規定する期間内に不備を補正しなかったときは、公平委員会は、当該措置の要求を却下することができる。
- 5 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 措置要求書が前条の規定に違反する場合には、公平委員会は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。ただし、不備の点が軽微であって、事案の内容に影響がないものと認めるときは、公平委員会は、職権でこれを補正することができる。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

## 伊勢市公平委員会規則第4号

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の部内部部局の項中「室長」の次に「（総務部収納推進課債権回収対策室長を除く。）」を加え、「情報戦略室秘書課課長補佐」を「情報戦略局秘書課課長補佐」に、「情報戦略室秘書課秘書係長」を「情報戦略局秘書課秘書係長」に改め、同部福祉健康センターの項を削り、同表会計課の項中「課長」の次に「、副参事」を加え、同表教育委員会の部事務局の項中「教育部長、教育次長」を「事務部長、学校教育部長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

## 伊勢市公平委員会規則第5号

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部事務局の項中「教育長、」を削る。

### 附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

伊勢市地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づく再就職者からの  
依頼等の届出に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

## 伊勢市公平委員会規則第6号

伊勢市地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づく再就職者からの依頼等の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する再就職者からの要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市公平委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市公平委員会委員長 深 津 睦 夫

## 伊勢市公平委員会規則第7号

伊勢市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

伊勢市公平委員会議事規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 前項の議事録には、出席委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。